



福岡医発第 3186 号（地）
令和 2 年 3 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県行政宛てに事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

主な内容といたしましては、都道府県介護保険担当主管部局において、管内の高齢者施設等での各種衛生用品の不足状況を把握し、不足している衛生用品のうち、介護保険担当部局で備蓄しているものについては、不足する高齢者施設等への優先的に放出を検討すること等について記載されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の
高齢者施設等への供給について
(令 2. 2. 21 事務連絡 厚生労働省医政局経済課、老健局総務課認知症施策推進室、
高齢者支援課、振興課、老人保健課)

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ284)(介174)
令和2年2月26日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

日本医師会常任理事
平 川 俊 夫

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の供給につきましては、本年2月7日付(健Ⅱ251)(介157)文書においてご連絡申し上げたところでございますが、今般、厚生労働省より各都道府県行政宛てに新たに本件に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の事務連絡においては、都道府県介護保険担当主管部局において、管内の高齢者施設等での各種衛生用品の不足状況を把握し、不足している衛生用品のうち、介護保険担当部局で備蓄しているものについては、不足する高齢者施設等への優先的に放出を検討すること等について記載されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について
(令2.2.21 事務連絡 厚生労働省医政局経済課、老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 2 1 日

各 都道府県 衛生主管（局）長 御中
都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中 核 市

医 政 局 経 済 課
老 健 局 総 務 課 認 知 症 施 策 推 進 室
老 健 局 高 齢 者 支 援 課
老 健 局 振 興 課
老 健 局 老 人 保 健 課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について

今般の新型コロナウイルスへの対応に多大なご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの対応については、従前から「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）」（令和2年2月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を発出しているところです。

高齢者や基礎疾患をお持ちの方は重症化のリスクが高いことから、高齢者施設等においては、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒の励行等により、感染経路の遮断を徹底して行う必要があります。一方で、今般、マスク・消毒用アルコール等を中心に、各種衛生用品の国内需給が逼迫しており、入手しにくい状況が続いています。

このため、各種衛生用品の国内需給が逼迫している間の当面の措置として、以下のように取り扱いますので、地域における感染の拡大の防止のために、衛生主管部局と介護保険担当主管部局が連携して、衛生用品の安定的な供給にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 都道府県及び市町村の介護保険担当主管部局におかれては、まずは、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13

日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡)や「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(その2)」(令和2年2月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)に基づき、感染経路を遮断するための対応に万全を期すこと。

- 2 都道府県介護保険担当主管部局におかれては、管内高齢者施設等(指定権者でない地域密着型サービスや、指定都市、中核市が指定するサービスも含む。)での各種衛生用品の不足状況を把握すること(具体的には①施設名、②不足している衛生用品、③当座の不足量などを想定)とりわけ、マスクと消毒用アルコールについては、国内需要が逼迫していることから、入念的に把握すること。その把握に当たっては、市町村の介護保険担当主管部局とも緊密に連携し、管内市町村が衛生用品を在庫として備蓄しているものもあることから、その在庫のうち放出可能なものを考慮しつつ不足を把握すること。
- 3 2で不足している衛生用品のうち、介護保険担当部局で備蓄しているものについては、不足する高齢者施設等への優先的に放出を検討すること。
- 4 2でとりまとめた不足物品のうち、3で放出したもの以外のものを、都道府県介護保険担当部局から都道府県衛生主管部局に伝達し、協力を要請すること。
- 5 都道府県衛生主管部局は、介護保険担当部局からの要請に基づき、不足する高齢者施設等に対しての放出を検討いただきたいこと。
(なお、医療用マスクについては、医療機関に優先的に放出するよう、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について」(令和2年2月10日付け事務連絡)により依頼されているが、それ以外の種類のマスクについて高齢者施設等に向けて優先的に放出することを検討いただきたい。)

(介護保険サービスに関するお問い合わせ)

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL: 03-5253-1111 (内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL: 03-5253-1111 (内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL: 03-5253-1111 (内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL: 03-5253-1111 (内線3948、3949)

(衛生用品の流通に関するお問い合わせ)

○厚生労働省医政局経済課

TEL: 03-5253-1111 (内線2527、4117)